

2015年8月24日

関係各団体の皆様

一般社団法人全国消費者団体連絡会  
代表理事（共同代表）岩岡 宏保  
代表理事（共同代表）河野 康子  
代表理事（共同代表）松岡萬里野

「消費者契約法改正運動（仮称）」への参加のよびかけ  
～高齢化社会・情報化社会にふさわしい消費者契約のルールを求めます～

昨年8月、内閣総理大臣から内閣府消費者委員会に対し「消費者契約法について、施行後の消費者契約に係る苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえ、情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方」の検討を行うように諮問がなされました。

消費者契約法は、消費者契約に関する包括的民事ルールとして2000年に制定されたものですが、それ以降の15年で社会も大きく変化し、私たちの契約を取り巻く問題状況も明らかになってきています。諮問文にある通り、こうした変化への対応の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を見直し、消費者の利益の擁護を進めていくことが必要です。

既に8月11日、消費者委員会消費者契約法専門調査会の「中間とりまとめ」が公表されました。この後の同専門調査会での審議や消費者庁での法案化、国会審議などを通じて、高齢者被害やネット取引被害を含めた現実に社会に存在する多くの消費者被害を予防・救済できる中身の法改正にしていかなければなりません。そうした目標に向けて幅広いネットワークによる運動をよびかけます。この運動への賛同とご参加を是非よろしく願いいたします。

## 1. 運動の目標


高齢化、情報化など今日的な社会経済状況の中で、消費者の利益を擁護するために消費者契約法の実効性を高める法改正を実現すること

※具体的な目標項目については、消費者委員会消費者契約法専門調査会の議論の状況も見ながら、賛同団体間で検討していきます。

## 2. 取り組み内容

凡そ次のような内容を想定しています。各団体の事情に合わせてご参加、ご協力ください。

- (1) 法改正内容に関する検討と提言、世論形成のための各種企画等
- (2) 国会議員への要請活動
- (3) 地元選出国会議員への要請活動

 <p>一般社団法人 全国消費者団体連絡会 CONSUMERS.JAPAN</p> <p>〒102-0085 東京都千代田区 六番町15 プラザエフ6F TEL.03-5216-6024 FAX.03-5216-6036 URL : <a href="http://www.shodanren.gr.jp">http://www.shodanren.gr.jp</a></p>	<p>【この件に関するお問い合わせ先】</p> <p>事務局・小浦 michiko.koura@shodanren.gr.jp 事務局・板谷 nobuhiko.itadani@shodanren.gr.jp</p>
---	---

**「消費者契約法改正運動（仮称）」参加登録用紙**

団体名(\*正式名称をご記入ください)

賛同団体として

登録します

登録しません

検討中です

※該当する部分に○をつけてください。

団体住所 〒

連絡先 TEL

E-mail

連絡先 FAX